

(4) 生活習慣調査票②

平成22年県民健康・栄養調査

生活習慣調査票②

(満20歳以上の方はご記入下さい。)

地区番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> — <input type="text"/> <input type="text"/>
市郡番号	<input type="text"/>
世帯番号	<input type="text"/> <input type="text"/>
世帯員番号	<input type="text"/> <input type="text"/>
性別	<input type="text" value="1 男"/> <input type="text" value="2 女"/>
年齢	<input type="text"/> <input type="text"/> (平成22年11月1日現在)

保健所 \_\_\_\_\_



千葉県

- 問1 あなたは現在、自分が元気だと思いますか。  
あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。
- 1 はい
  - 2 いいえ

- 問2 あなたは、食事を楽しんでいますか。  
あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。
- 1 はい → 問3へ
  - 2 いいえ

(問2-1) 食事を楽しめない理由は何ですか。あてはまる番号をすべて選んで○印をつけてください。

- 1 ダイエットをしているから
- 2 病気、歯の問題、飲み込みにくいなどの原因で  
好きなものが食べられないから
- 3 味がわからないなど、食事をおいしいと感じないから
- 4 食べることに興味がないから
- 5 食事を共にする家族や友人がいないから
- 6 時間がなくて楽しむ余裕がないから
- 7 経済的な理由から食べたいものが食べられないから
- 8 食品の買い物が困難（または面倒）だから
- 9 調理が困難（または面倒）だから
- 10 その他…具体的な理由を（ ）の中に記載してください。  
〔 〕

問3 あなたは、1週間のうち、どれくらいの頻度で食事づくり（調理）をしていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

- 1 ほとんど毎日2回以上
- 2 ほとんど毎日1回
- 3 週2～5日
- 4 週1回以下 → 問4へ

(問3-1) あなたは、食事づくり（調理）を大変だと感じることはありませんか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

- 1 よくある
- 2 時々ある
- 3 あまりない
- 4 ほとんどない

問4 あなたは、食品の買い物をするうえで困っていることがありますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

- 1 困っていることがある
- 2 特に困っていることはない → 問5へ
- 3 自分で食品の買い物をしない → 問5へ

(問4-1) 食品の買い物をするうえで、困っていることはどんなことですか。あてはまる番号をすべて選んで○印をつけてください。

- 1 献立を考えるのが大変
- 2 売っている食品が安全なものかどうか不安
- 3 表示がわかりづらい(または不十分)
- 4 買ったものを持ち帰るのが大変
- 5 食品を買える店までの交通の便が悪い
- 6 近くに生鮮食料品を買える店がない
- 7 近くの店には食べたいもの、買いたいものが売っていない
- 8 経済的な理由で買いたいものが買えない
- 9 その他…具体的な理由を( )の中に記載してください。

( )

問5 あなたは、下の  の中の内容について知っていましたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

主食とは、ごはんやパン、麺類などのことである。  
 主菜とは、肉や魚、卵や大豆製品などを主に使ったおかずのことである。  
 副菜とは、野菜やきのこ、海藻などを主に使ったおかずのことである。

- 1 知っていた
- 2 部分的に知っていたが、知らないところもあった
- 3 知らなかった

問6 あなたがふだんの食事(間食を含む)で食べているものには○印、食べていないものには×印をつけてください。※例えば、「酢豚」のように肉と野菜が入ったおかずを食べている場合は、「主菜」と「副菜」に○印がつきます。

	主食 (ごはん、パン等)	主菜 (肉、魚、卵等)	副菜 (野菜、海藻等)	果物	牛乳 乳製品	その他
朝食						
昼食						
夕食						
上記以外(間食)						

注) すべての枠に○印または×印のどちらかをつけてください。

問7 次の各々の質問について、改善したいと思いますか。それぞれの項目について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

	1 改善 したい	2 すでに できている	3 できていない し改善したいと も思わない
ア. 主食・主菜・副菜を組み合わせる	1	2	3
イ. 朝食を食べる	1	2	3
ウ. 食品を選んだり、食事のバランスを整える のに困らない知識や技術を身につける	1	2	3

問8 あなたがふだんの食事について、気をつけていることや困っていることなどがあれば、( )の中に記載してください。

( )

問9 あなたは次のことを行うことができますか。または、できると思えますか。「はい」「いいえ」のどちらかに○印をつけてください。

- ア 3階まで休まずに階段を上ることができる      はい      いいえ  
 イ やや急ぎ足で30分間歩くことができる      はい      いいえ  
 ウ いすに座った状態から手のささえを  
     使わず立ち上がることができる      はい      いいえ  
 エ 目を閉じたまま片足で立つことができる      はい      いいえ  
 オ 立った姿勢から前屈し、  
     膝を伸ばしたまま手が床に届く      はい      いいえ

問10 あなたは次のような活動を行うことがありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけて下さい。

	1 よくする	2 時々する	3 ほとんどしない
ア. 趣味や稽古(けいこ)ごと	1	2	3
イ. 知人・友人とのつきあい	1	2	3
ウ. 同世代の地域の集まり(老人会、 青年団など)への参加	1	2	3
エ. ボランティア活動への参加	1	2	3
オ. 地域の行事	1	2	3

御協力ありがとうございました。

## (5) 職業分類表

番号	職業分類項目	仕事の種類
所得(賃金・給料、営業利益など)を伴う仕事についている方(内職、アルバイト、パートを含む)		
01	専門的・技術的 職業従事者	研究者、技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床・衛生検査技師、歯科衛生士、栄養士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉専門職業従事者(保育士など)、法務従事者(裁判官、検察官、弁護士など)、公認会計士、税理士、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、画家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的・技術的職業従事者(個人教師、職業スポーツ従事者など)
02	管理的職業 従事者	管理的公務員(議会議員、知事、市長など)、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員(工場長、支店長、駅長、会社課長など)、その他の管理的職業従事者
03	事務従事者	一般事務従事者(総務事務員、受付・案内事務員、秘書など)、会社事務従事者、外勤事務従事者(集金人など)、運輸・通信事務従事者、その他の事務従事者(速記者、タイピスト、キーパンチャー、電子計算機オペレーターなど)
04	販売従事者	商品販売従事者(小売店主、飲食店主、販売店員、商品仕入外交員、商品仲介人など)、販売類似職業従事者(不動産仲介人、保険外交員、質屋店主・店員など)
05	サービス職業 従事者	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い、訪問介護員(ホームヘルパー)など)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング職など)、飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他のサービス職業従事者(旅行・観光案内人、物品一時預かり人など)
06	保安職業従事者	自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など
07	農業従事者	農耕、養畜、植木職、造園師など
08	林業従事者	育林、伐木・造材・集材、その他の林業従事者
09	漁業従事者	漁労作業、海藻・貝採取、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖など
10	運輸・機械運転 従事者	自動車運転者、鉄道・船舶・航空機運転従事者、その他の運輸従事者(車掌、鉄道輸送関連業務従事者、甲板員、船舶機関員、検車係など)
11	生産工程従事者	製造作業員[金属材料、化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、衣服・繊維製品、木・竹・草・つる製品、パルプ・紙・紙製品、ゴム・プラスチック製品、革・革製品、その他]、組立・修理作業員[一般機械器具、電気機械器具、運送機械、計量計測機器・光学機械器具]、金属加工作業員、金属溶接・溶断作業員、紡績作業員、印刷・製本作業員、ボイラー工、建設機械運転作業員、電気作業員、採掘作業員、とび職、鉄筋工、建設作業員、土木作業従事者、運搬労務作業員、その他の労務作業員(清掃員など)
上記(01～11)の仕事をしていない方		
12	家事従事者	一般家庭の主婦等日常家事に従事することを常態としている人
13	その他	無職(高齢・病気・障害などの理由による場合も含む)
14	保育園児	保育所へ通うことを常態としている幼児
15	幼稚園児	幼稚園へ通うことを常態としている幼児
16	その他の幼児	保育所や幼稚園に通っていない幼児
17	小学校低学年	小学1、2年生
18	小学校中学年	小学3、4年生
19	小学校高学年	小学5、6年生
20	中学生	中学1～3年生
21	その他の学生	高校生、大学生、大学院生、各種専門学校生など

